DCAS（縦・横方向の運行補助装置）について（UN-R171 関係）

● 適用範囲

DCAS（Driver Control Assistance System）※1 を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く）

※１　レベル２運転支援機能に相当する、縦方向及び横方向の車両挙動を持続的に制御する機能をいう。具体的な機能としては、ハンズオフ車線維持支援機能、車線変更支援機能、交差点右左折支援機能等に対応している。

● 改正概要

○　国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）第 199 回会合において、UN-R171 第２改訂版が合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正をおこなう。

○　主な改正内容は以下のとおり。

- ハンズオン・オフが頻繁に切り替わらないこと、自転車の検知・追従性能の担保等を条件として、準高速道路※2 におけるハンズオフを可能とする
 （※２　複数車線、中央分離、交差点・横断歩道なし等の要件を満たすもの）
- 視線移動を検知するモニタリング機能を設けること等を条件として、ドライバー承認が不要な車線変更等の支援機能の作動範囲を一般道に拡大

● 改正時期（予定）
令和８年 12 月

● 適用時期（予定）
令和 14 年９月（備える場合の適用）